

浜松市文化財課からのお願い

## その土地に文化財保護法による制限はありませんか？



遺跡内で建築工事や深い耕作などを行う際には、工事着手の 60 日前までに工事の内容や期間を示した届出をすることが義務付けられています（文化財保護法）。制度についてご理解をいただくとともに、不動産取引などの際には、埋蔵文化財の有無を確認し、契約当事者の皆様にもお知らせください。

### 〔不動産取引重要事項説明書の記載例〕

| 根拠法令  | 文化財保護法   |
|-------|--|
| 制限の概要 | 地中に遺跡の一部が埋もれている可能性があります。建築工事等を計画する際には、遺跡の取扱いについて浜松市地域遺産センター（053-542-3660）まで事前協議をして下さい。 |

#### ☆よくあるご質問

Q 遺跡の範囲はどこで確認できますか？

A 文化財課窓口に照会場所を示した地図をお持ちいただき、FAX かメールで地図をお送りいただき、回答しております。また、市内の文化財を掲載した「浜松市文化財分布図」（一部 1500 円で頒布）や、静岡県教育委員会文化財保護課のHPから閲覧できる静岡県埋蔵文化財包蔵地システムからもおよその位置が確認できます。ただし、遺跡の範囲が変更される場合もあるので、確認の際は必ず浜松市地域遺産センターにお問い合わせください。

Q 遺跡があると建築工事はできないのですか？

A 文化財保護法による手続きを経れば建築工事は可能です。そのためには、建築工事が遺跡に与える影響を事前に把握する必要があります。必ず計画段階で文化財課にご相談ください。工事によって遺跡が破壊される場合は「発掘調査」が必要となる場合があります。工事による影響が軽微な場合は、文化財課が掘削中の工事に立ち会い、遺跡の内容を記録します。

Q どんな手続きが必要になりますか？

A 決められた書式により、工事の内容や期間を文化財課に届け出ます。その後、取扱に関する指示通知が出されます。届出の流れや書式は、文化財課の HP からダウンロードできます。

⇒ 「浜松市 文化財」で検索

Q 手続きを怠った場合はどうなりますか？

A 無届工事が判明した時点から、取扱い協議を始めます。取扱いの決まるまでの間、工事をストップしていただくことがあります。また、竣工後に無届工事が発覚した場合についても、文化財保護法の規定に基づく手続きを経ていないので、改めて土地・建物の所有者を含めて取扱いを協議します。

浜松市市民部文化財課 浜松市地域遺産センター

TEL 053-542-3660

FAX 053-542-3326

メール maibun@city.hamamatsu.shizuoka.jp